

## 仕様書

### 1 案件名称

2025年日本国際博覧会「大阪ウィーク」(ギャラリーWEST)  
催事運営にかかる備品等賃貸借業務

### 2 数量

別紙1のとおり

### 3 履行期間

令和7年7月31日(木)から令和7年8月1日(金)まで

### 4 納入場所

大阪 夢洲 2025年日本国際博覧会  
ギャラリーWEST 催事会場内

### 5 契約期限

令和7年8月8日(金)

### 6 業務内容

本市が主催する催事の開催にあたり、履行期間中に使用する備品等を供給するため、「大阪 夢洲 2025年日本国際博覧会ギャラリーWEST催事会場内」に搬入し、催事終了後すみやかに搬出を行うものとする。

- (1) 受注者が本市に貸与する備品等は、別紙1に記載している品目、数量及び規格とし、貸与する備品等について事前に発注者の承諾を得ること。
- (2) 搬入日は履行期間開始日(令和7年7月31日(木))とし、搬出日は履行期間終了日(令和7年8月1日(金))とする。また、搬入時間及び搬出時間を本市と協議のうえ、決定すること。
- (3) 搬出入ルートの下見及び作業当日の道路等の規制を確認すること。
- (4) 受注者は、搬入時にその内容及び数量について、本市の監督職員の点検・確認を受けること。その際、納品書等を本市の監督職員に提出すること。
- (5) 会場内において、備品等を搬入出するにあたり、車両出入駐車許可申請が必要となることから、備品等を搬入出する車両の車検証の写しを発注者が指定する期日までに本市へ提出すること。

### 7 契約金額

- (1) 本業務に必要なとなる費用の一切はすべて契約金額に含まれるものとし、

本市は契約金額以外の費用を負担しない。

(2) 支払いは、受注者からの請求に基づき、履行確認後に一括で支払う。

## 8 その他留意事項

- (1) 本事業の実施に関しては、関係法令を遵守すること。
- (2) 作業は通行人や通行車両、建造物等に損傷を与えないように安全措置を講じること。また、業務遂行については適切な安全対策を施し、業務遂行上の労働災害の適用については受注者の負担する保険とする。
- (3) 業務の実施に伴い第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならない時は、受注者がその賠償額を負担すること。
- (4) 本事業に必要となる経費はすべて契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。
- (5) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は、質問期間内に所定の方法により確認し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。契約後の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (6) その他、この仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合を含め、業務の遂行にあたっては本市と綿密な連絡、報告、協議を行い、本市から指示等があれば遵守すること。
- (7) ギャラリーWEST利用ガイド（以下「利用ガイド」という。）を順守すること。利用ガイドは、契約締結後、本市より受注者へ提供する。
- (8) 本件業務の実施にあたり、本市担当者及び催事管理センタースタッフ（運営スタッフ・警備員等）の指示に従うこと。

## 9 問い合わせ先

大阪府中央区役所魅力推進課魅力推進グループ 田島

〒541 - 8518 大阪府中央区久太郎町1丁目2番27号

TEL : 06 - 6267 - 9831

FAX : 06 - 6264 - 8283

メールアドレス : [te0016@city.osaka.lg.jp](mailto:te0016@city.osaka.lg.jp)

## 公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、この契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市中心区役所総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市中心区役所総務課)へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪市中心区役所総務課(連絡先:06-6267-9625)に報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## 再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
  - (2) 委託業務における物品搬送
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
- (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ

電話：06-6615-7965

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること

※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>

- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害が

ないか必ず自ら確認すること

- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること

なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること

- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること